

4 介護医療院サービス

基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、 看護職員、介護 職員、介護支援 専門員の員数が 基準を満たさない 場合	常勤が基準に 定められた常勤 職員の員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していな い等ユニットケア における体制が未 整備である場合	身体拘束禁止未 実施減算	安全確保体制未 整備減算	生活支援体制未 整備減算	介護環境の基準 (前下)を満たさ ない場合	療養環境の基準 (療養室)を満た さない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に關 する基準の区分 による加算	若年性認知症入 所者受入加算
イ I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型 介護医療院 サービス費(I)	(一) I型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-714単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×97/100	-5単位	-14単位	-25単位	-25単位	+120単位	夜間勤務等 看護(I) +23単位 夜間勤務等 看護(II) +14単位 夜間勤務等 看護(III) +14単位 夜間勤務等 看護(IV) +7単位
		要介護2 (-824単位)												
		要介護3 (-1060単位)												
		要介護4 (-1161単位)												
		要介護5 (-1251単位)												
	(二) I型介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-824単位)												
	要介護2 (-944単位)													
	要介護3 (-1171単位)													
	要介護4 (-1271単位)													
	要介護5 (-1361単位)													
	(2) I型 介護医療院 サービス費(II)	(一) I型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-764単位)											
		要介護2 (-874単位)												
要介護3 (-1104単位)														
要介護4 (-1204単位)														
要介護5 (-1294単位)														
(二) I型介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-814単位)													
要介護2 (-924単位)														
要介護3 (-1154単位)														
要介護4 (-1254単位)														
要介護5 (-1344単位)														
(3) I型 介護医療院 サービス費(III)	(一) I型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-834単位)												
	要介護2 (-944単位)													
	要介護3 (-1174単位)													
	要介護4 (-1274単位)													
	要介護5 (-1364単位)													
(二) I型介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-834単位)													
要介護2 (-944単位)														
要介護3 (-1174単位)														
要介護4 (-1274単位)														
要介護5 (-1364単位)														
ロ II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) II型 介護医療院 サービス費(I)	(一) II型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-824単位)											
		要介護2 (-934単位)												
		要介護3 (-1164単位)												
		要介護4 (-1264単位)												
		要介護5 (-1354単位)												
	(二) II型介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-874単位)												
	要介護2 (-984単位)													
	要介護3 (-1214単位)													
	要介護4 (-1314単位)													
	要介護5 (-1404単位)													
	(2) II型 介護医療院 サービス費(II)	(一) II型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-874単位)											
		要介護2 (-984単位)												
要介護3 (-1214単位)														
要介護4 (-1314単位)														
要介護5 (-1404単位)														
(二) II型介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-874単位)													
要介護2 (-984単位)														
要介護3 (-1214単位)														
要介護4 (-1314単位)														
要介護5 (-1404単位)														
(3) II型 介護医療院 サービス費(III)	(一) II型介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-924単位)												
	要介護2 (-1034単位)													
	要介護3 (-1264単位)													
	要介護4 (-1364単位)													
	要介護5 (-1454単位)													
(二) II型介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-924単位)													
要介護2 (-1034単位)														
要介護3 (-1264単位)														
要介護4 (-1364単位)														
要介護5 (-1454単位)														
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型特別 介護医療院 サービス費	(一) I型特別介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-854単位)											
		要介護2 (-964単位)												
		要介護3 (-1194単位)												
		要介護4 (-1294単位)												
		要介護5 (-1384単位)												
	(二) I型特別介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-904単位)												
	要介護2 (-1014単位)													
	要介護3 (-1244単位)													
	要介護4 (-1344単位)													
	要介護5 (-1434単位)													
	(2) II型特別 介護医療院 サービス費	(一) II型特別介護医療院 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (-904単位)											
		要介護2 (-1014単位)												
要介護3 (-1244単位)														
要介護4 (-1344単位)														
要介護5 (-1434単位)														
(二) II型特別介護医療院 サービス費(II) <多床室>	要介護1 (-904単位)													
要介護2 (-1014単位)														
要介護3 (-1244単位)														
要介護4 (-1344単位)														
要介護5 (-1434単位)														
ニ ユニット 型 I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 介護医療院 サービス費(I)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (-844単位)											
		要介護2 (-954単位)												
		要介護3 (-1184単位)												
		要介護4 (-1284単位)												
		要介護5 (-1374単位)												
	(二) 経過的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (-844単位)												
	要介護2 (-954単位)													
	要介護3 (-1184単位)													
	要介護4 (-1284単位)													
	要介護5 (-1374単位)													
(2) ユニット型 介護医療院 サービス費(II)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (-894単位)												
	要介護2 (-1004単位)													
	要介護3 (-1234単位)													
	要介護4 (-1334単位)													
	要介護5 (-1424単位)													
(二) 経過的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (-894単位)													
要介護2 (-1004単位)														
要介護3 (-1234単位)														
要介護4 (-1334単位)														
要介護5 (-1424単位)														
ホ ユニット 型 II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (-844単位)												
	要介護2 (-954単位)													
	要介護3 (-1184単位)													
	要介護4 (-1284単位)													
	要介護5 (-1374単位)													
(2) 経過的ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (-844単位)													
要介護2 (-954単位)														
要介護3 (-1184単位)														
要介護4 (-1284単位)														
要介護5 (-1374単位)														
ヘ ユニット 型特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (-794単位)											
		要介護2 (-904単位)												
		要介護3 (-1134単位)												
		要介護4 (-1234単位)												
		要介護5 (-1324単位)												
	(二) 経過的ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (-794単位)												
	要介護2 (-904単位)													
	要介護3 (-1134単位)													
	要介護4 (-1234単位)													
	要介護5 (-1324単位)													
(2) ユニット型 特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (-844単位)												
	要介護2 (-954単位)													
	要介護3 (-1184単位)													
	要介護4 (-1284単位)													
	要介護5 (-1374単位)													
(二) 経過的ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (-844単位)													
要介護2 (-954単位)														
要介護3 (-1184単位)														
要介護4 (-1284単位)														
要介護5 (-1374単位)														

注 外泊時費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居室における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき +30単位)	
チ 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)
リ 退所時指導等加算(※2)	<p>退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。</p> <p>注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合</p> <p>注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合</p> <p>注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</p>
ロ 退所時指導等加算(※2)	<p>退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)</p> <p>退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)</p> <p>退所時指導加算 (400単位)</p> <p>退所時情報提供加算 (500単位)</p> <p>退所前連携加算 (500単位)</p> <p>(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)</p>
ル 栄養マネジメント強化加算 (1日につき、11単位を加算)	退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
レ 経口移行加算(※2) (1日につき、28単位を加算)	退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ロ 経口維持加算(※2)	<p>(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき、400単位を加算)</p> <p>(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき、100単位を加算)</p> <p>退所管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。</p>
ロ 口腔衛生管理加算(※2)	<p>(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき、90単位を加算)</p> <p>(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき、110単位を加算)</p> <p>注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</p>
ル 療養食加算 (1回につき、6単位を加算(1日に3回を限度))	
ロ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき、10単位を加算)	
ル 特別診療費(※2)	
リ 緊急時施設診療費	<p>ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)</p> <p>イ 特定治療</p>
リ 認知症専門ケア加算	<p>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、3単位を加算)</p> <p>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、4単位を加算)</p>
リ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
ル 重度認知症疾患療養体制加算	<p>(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)</p> <p>要介護1・2 (1日につき140単位を加算)</p> <p>要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)</p> <p>(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)</p> <p>要介護1・2 (1日につき200単位を加算)</p> <p>要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)</p>
ル 排せつ支援加算(※2)	<p>(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1日につき、10単位を加算)</p> <p>(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき、15単位を加算)</p> <p>(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき、20単位を加算)</p> <p>(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき、100単位を加算)</p>
ル 自立支援促進加算(※2) (1月につき、90単位を加算)	
ル 科学的介護推進体制加算(※2)	<p>(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき、40単位を加算)</p> <p>(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき、60単位を加算)</p>
ル 高齢障害者生活移行加算(※2) (入所後90日に限り、1日につき60単位を加算)	
ル 安全対策加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ル サービス提供体制強化加算	<p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、22単位を加算)</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、18単位を加算)</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、6単位を加算)</p>
リ 介護職員処遇改善加算	<p>(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)</p> <p>注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計</p>
リ 介護職員等特定処遇改善加算	<p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)</p> <p>注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計</p>

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

※ 安全管理体制未実施施設については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和8年4月1日から適用する。

※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。